

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名 照明器具更新工事
- 2 工事場所 航空自衛隊 白山分屯基地
- 3 工事期間 自 令和 年 月 日～至 令和 8 年 3 月 31 日
- 4 工事概要 防爆形照明器具類の更新を実施するものである。
- 5 工事内容

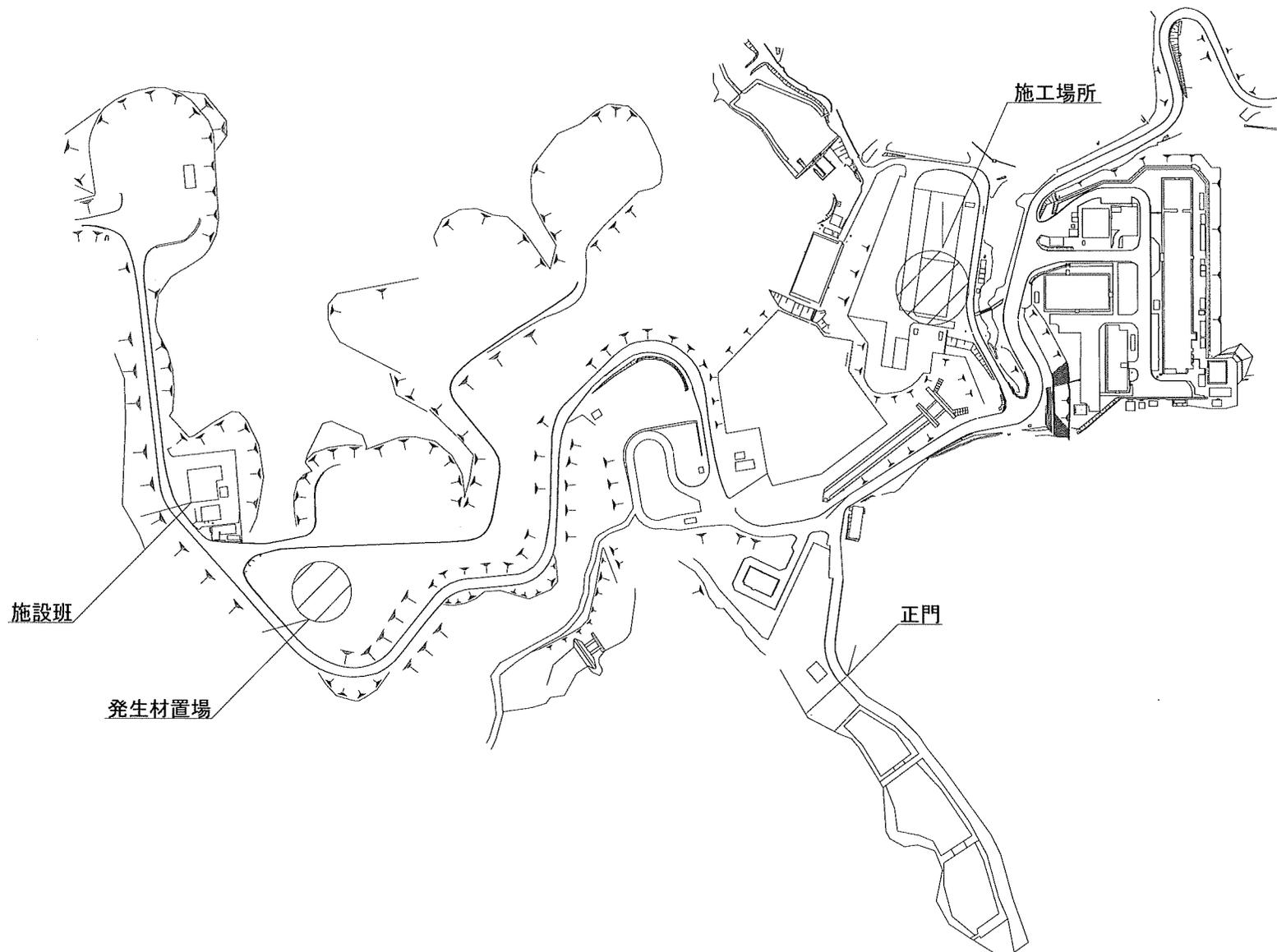
種 目	規 格 等	数量	単位	備 考
建築工事				
仮設工事				
高所作業車		1	式	
電気設備工事				
1 撤去工事				
(1) 防爆形HID器具	EXIB400 EY1BF20	3	台	安定器撤去含む
(2) 防爆形HID器具	EXIB400 EY1BF10	6	台	安定器撤去含む
(3) 防爆形白熱灯照明器具	EXIP200 EY1PF10	1	台	
(4) 密閉形照明器具	EVP1210	2	台	
(5) 防爆形蛍光灯器具	EXIF141116-0 FEX12	6	台	
2 電灯設備工事				
(1) 防爆形LED高天井照明器具	EXIL2053ASA9-22	3	台	安定器内蔵
(2) 防爆形LED高天井照明器具	EXIL1053ASA9-22	6	台	安定器内蔵
(3) 防爆形LED照明器具	EXIL1021SA9-22-G	1	台	
(4) LED屋内シーリングライト	EQCL1002DSA9A	2	台	安全増防爆形配管端子箱含む
(5) 防爆形直管LED照明器具	EXILF1411BSA9N1-22	6	台	

6 一般事項

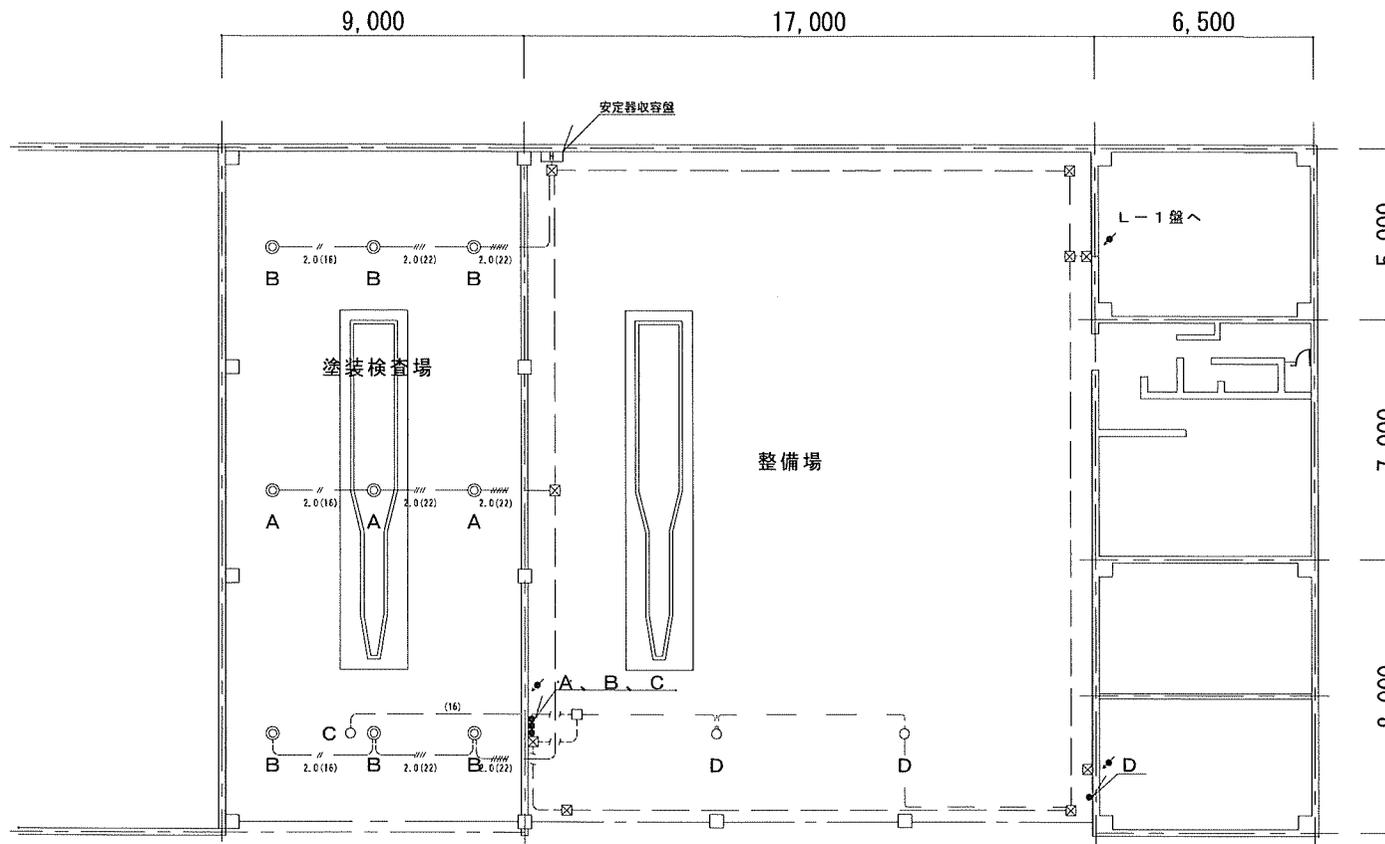
- (1) 本工事は、図面及び工事仕様書によるほか公共建築工事標準仕様書（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）、電気事業法及び関係法令等に準拠し施工するものとする。
- (2) 本工事の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- (3) 本工事に使用する資材等は、図面又は本仕様書 5 項に記載されている規格又は同等品以上の新品とする。
なお、使用する資材等は、施工前に監督官の実施する材料検査を受け、合格したものを使用するものとする。
- (4) 図面及び本仕様書に記載されていなくとも技術上当然施工すべき事項は、監督官と調整のうえ、工事請負業者の負担において実施するものとする。
- (5) 安全管理には十分な注意を払い、事故防止に努めるものとする。
- (6) 工事中は、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとると共に万一、損害を与えた場合は、工事請負業者の負担にて原状に復するものとする。

- (7) 完成検査は、検査官及び工事請負業者の立会いのもと実施し、現場検査及び書類検査をもって完了するものとする。
- (8) 完成検査に際し、手直し箇所が発生した場合、工事請負業者は直ちに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。
- (9) 設計図書等の管理
ア 官側が貸し出した設計図書等は、工事施工等の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。
イ 設計図書等は、工事完了後、速やかに監督官へ返納するものとする。
- (10) 工事写真
ア 工事写真の撮影及び整理については、営繕工事写真撮影要領（最新版）に従い行うものとする。
イ 工事写真は施工前、中、後を施工段階毎に可能な限り同一方向から撮影するものとする。
ウ 施工後隠ぺいとなる箇所は、監督官立会のうえ隠ぺい施工前に撮影するものとする。
エ 材料検査は監督官立会のうえ、規格・数量が明確に確認できるように撮影するものとする。
オ 工事写真の整理は、工事写真帳（A4版、縦、3枚ノフルカラー）アルバム形式としてデータとともに提出するものとする。
カ データの提出はメールにて送付し、送付前にウイルススキャンを実施するものとする。
キ 提出するデータの作成に際し、ファイル交換ソフト等がインストールされているパソコン等を使用してはならない。
ク 撮影した写真及びデータは、提出用以外の複製を禁止し、提出後すべて消去し保持しないものとする。
- (11) 工事請負業者は契約後、速やかに監督官と施工計画について調整し、施工計画書（納入仕様書等含む）を提出するものとする。
- (12) 資格等が必要な施工は、有資格者が施工するものとし、事前に免状の写しを監督官へ提出するものとする。
- (13) 日々の工事終了時に工事箇所及び周辺の清掃を実施するものとする。
- (14) 撤去に伴う発生材（金属屑）は官側の指定する場所に運搬及び集積するものとし、種類ごとに分別、重量を計測後、発生材調書 2 部を作成し状況写真とともに監督官に提出するものとする。
- (15) その他不明な点は、官側と協議するものとする。
- 7 特記事項
- (1) 仮設工事
仮設足場は高所作業車とし、転落防止措置を施すものとする。
- (2) 電灯設備工事
ア 取替作業時は、電源の確実な遮断を行い活線作業は厳禁とする。
イ 接続する電線は再使用とする。再使用する電線は、損傷を与えないようにし、誤接続のないように注意すること。
ウ 必要に応じ吊ボルト長さの調整及び開口部の加工、補修を行うこと。
エ 雑材料は必要に応じ請負者により準備し施工すること。
オ 防爆形HID器具の安定器は撤去後、配線を結線し直し絶縁処理を施すものとする。
カ 新設する防爆形LED照明器具は、既設の配管類に適合するものとする。

航空自衛隊 白山分屯基地	件名	照明器具更新工事	図面名	工事仕様書・特記事項	縮尺	工事関係者以外不許複製	
						番号	1 / 6



航空自衛隊 白山分屯基地		件名	照明器具更新工事	図面名	案内図	縮尺	工事関係者以外不許複製	
								番号
								2 / 6



車両整備場・塗装検査場 2 F 平面図

既設照明器具 (撤去)

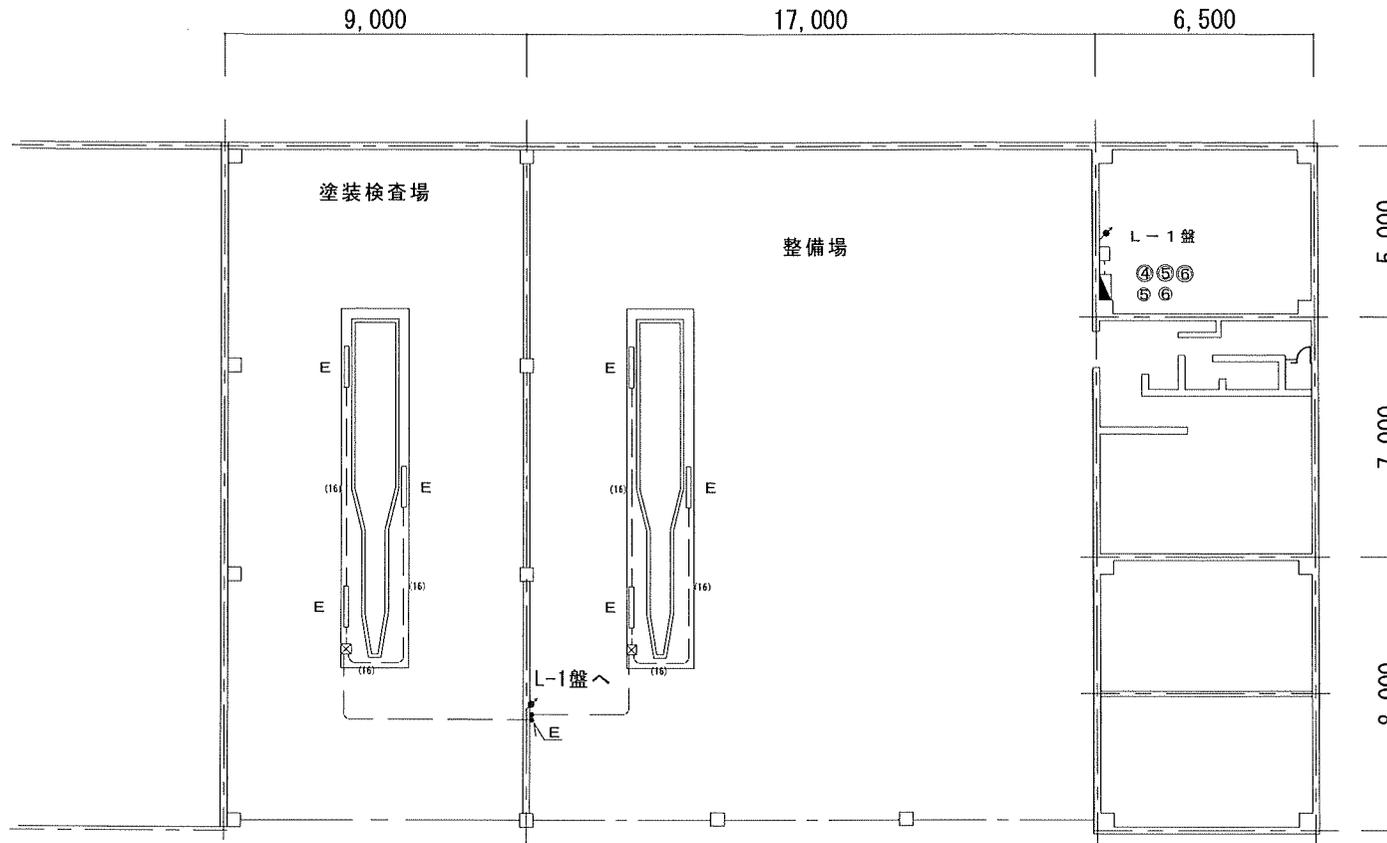
記号	メーカー	ランプ電力	本体形式	吊具形式	端子箱形式	数量	備考
A	岩崎電気	400W	EX1B400	EY1BF20	EYB14-22	3	パイプ吊形
B	岩崎電気	400W	EX1B400	EY1BF10	EYB14-22	6	直付形
C	岩崎電気	200W	EX1P200	EY1PF10	EYP14-22	1	直付形
D	岩崎電気	100W	EVP1210			2	直付形

参考照明器具 (新設)

記号	メーカー	ランプ電力	形式	本体	吊具形式	端子箱形式	数量	備考
A	岩崎電気	400W	EXIL2053ASA9-22	EXIL053SA9-0	EY1BF24	EYB24-16 (22)	3	パイプ吊形
B	岩崎電気	400W	EXIL1053ASA9-22	EXIL053SA9-0	EY1BF14	EYB24-16 (22)	6	直付形
C	岩崎電気	200W	EXIL1021SA9-22-G	EXIL021SA9-0	EY1PF10	EYP14-16 (22) -G	1	直付形
D	岩崎電気	20W	EOGL1002DSA9A			EYP14-22-G	2	直付形



航空自衛隊 白山分屯基地	件名	照明器具更新工事	図面名	照明器具配置図 1	縮尺	工事関係者以外不許複製	
						番号	3 / 6



車両整備場・塗装検査場 1 F 平面図

既設照明器具 (撤去)

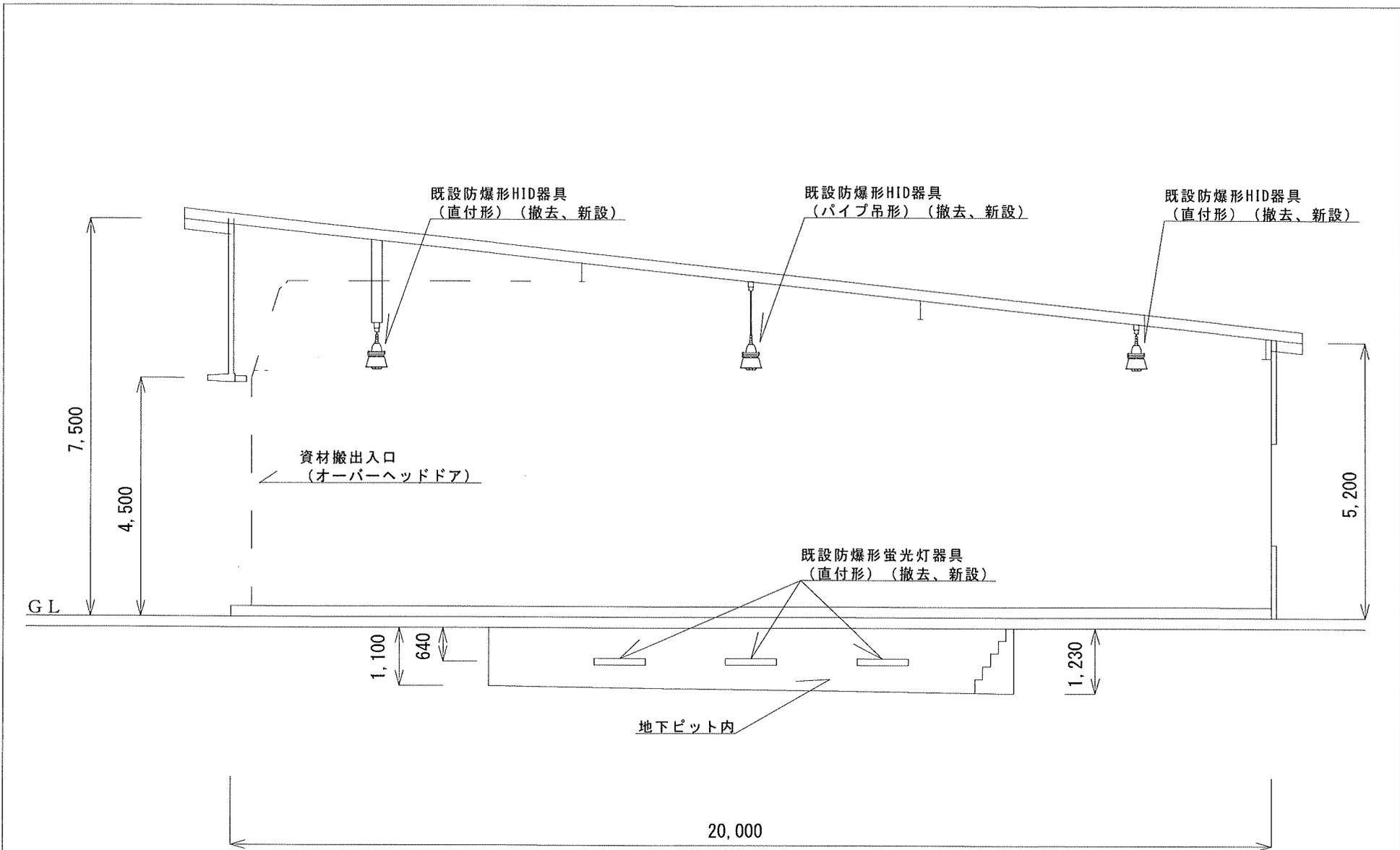
記号	メーカー	種別	適合ランプ	セット形式	本体形式	吊具形式	数量
E	岩崎電気	直付	40W×1灯	EX1F141116	EX1F141116-0	FEX12	6

参考照明器具 (新設)

記号	メーカー	種別	適合ランプ	セット形式	本体形式	吊具形式	数量
E	岩崎電気	直付	40W×1灯	EX1LF1411BSA9N1-22	EX1LF411SA9N1-0	FEYSA12-16 (22)	6



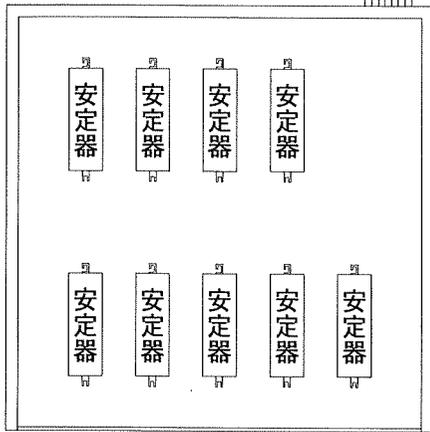
航空自衛隊 白山分屯基地	件名	照明器具更新工事	図面名	照明器具配置図 2	縮尺	工事関係者以外不許複製	
						番号	4 / 6



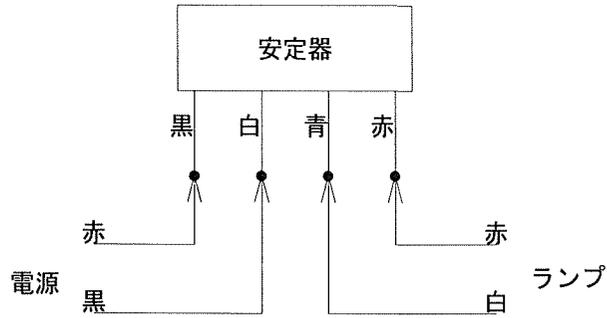
車両整備場立面図

航空自衛隊 白山分屯基地	件名	照明器具更新工事	図面名	車両整備場立面図	縮尺	工事関係者以外不許複製	
						番号	5 / 6

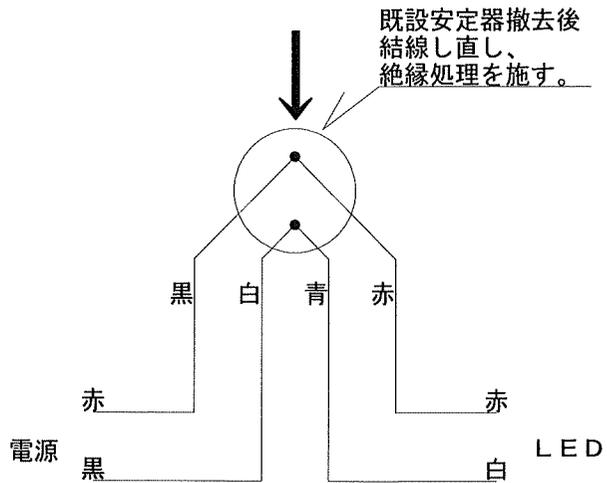
電源引出及び送り出し口



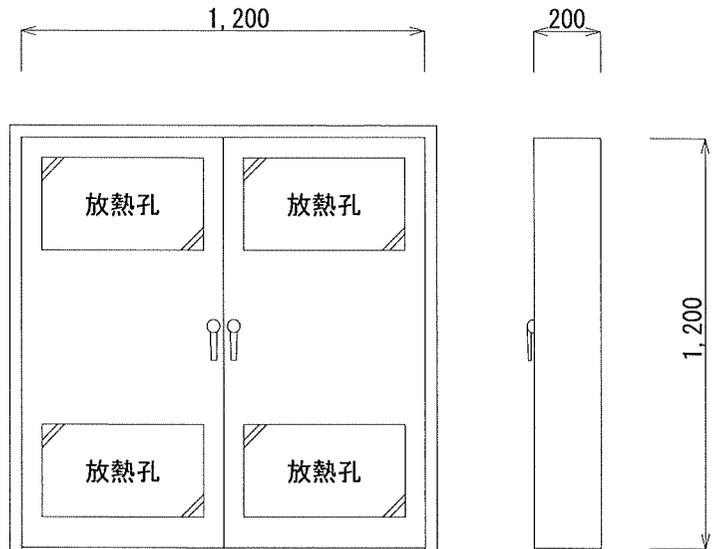
安定器收容盤内
※既設安定器は撤去



結線図 (既設安定器撤去前)



結線図 (既設安定器撤去後)



既設安定器收容盤 外形図

航空自衛隊 白山分屯基地	件名	照明器具更新工事	図面名	既設安定器盤施工詳細図	縮尺	工事関係者以外不許複製	
						番号	6 / 6